

## 豊類公正競争規約作成連絡会 第25回 合同委員会 概要

日時：平成30年10月1日（月）13：30～16：00

場所：中央合同庁舎4号館 共用1202号会議室

出席：関係団体 全国い生産団体連合会、全日本豊事業協同組合、全国豊材料卸商組合連合会、全国豊材商社会、全国豊産業振興会、全日本 ISO 豊振興協議会、全日本 JIS 豊床工業協同組合、全国い卸商業団体連合会  
オブザーバー 押出發泡ポリスチレン工業会、日本建築士会連合会、大建工業株式会社、消費者庁、農林水産省

○会に先立ち神邊会長が経過報告を行った。

要旨は下記のとおり。

- ・9月中頃に会員427名の皆さま方に対して今までの経過報告と「お詫び」、「連絡会の幹事就任」、「体制変更に係る意見募集について」の文書3通を同封し郵送した。
- ・意見募集については15人から意見を頂いた。この中で、今までのやり方等について批判されている。まず新幹事の構成メンバーについても、「総辞職はわかるが全い商連の松永賢一・新会長以外は全部同じメンバーではないか何も変わっていない」、「連絡会の規約では幹事は総会で選任。幹事の任期は本会が解散するまでとする」となっていることを指摘、規約との整合性がない等、手続き上の問題を取り上げ「これでは承認できない」の意見をたまわった。
- ・午前の幹事会では、「連絡会を解散してはどうか」といった声もあった。この業界がより発展的に、豊需要を増やすことで消費者にアピールしてはどうかといった意見もあった。

○発言概要

- ・顧みると「試行」が問題になった頃から連絡会の中で対立行動が表面化してきた。連絡会で「やること、なすこと」が最近ルールに関して厳しく問われる局面が多くなっている。
- ・従来ではなかった事務局や会長に直接、F a x、電話を使って意見するケースが増えている。会員と幹事会の間でこうしたことが度重なると、幹事会・合同委員会の運営にも支障を来している。
- ・連絡会は、もともと一日も早く消費者、産地、豊屋さんに対して有効なルールを決めたいところから始まっている。ルール作りを早く進めるのであれば、連絡会を解散することもやぶさかではない、解散して別組織を作ってはどうかといった話が午前中の幹事会でございました。しかし、いきなり解散することは出来ない。
- ・先の総会では、議案に対する賛成が150～160人（委任状含む）あり、勝手に解散を決めては、その方々を冒瀆したことになる。解散するにしても手続きは慎重にやっっていかなければならないと思う。
- ・解散するだけではあつてはいけない。現段階では、解散後に受け皿となるグループなのか組織を作っていくことは考えている。これに連絡会8団体がどう関わっていくかについても検討していきたい。
- ・解散については臨時総会か通常総会または意見交換会もあるだろうが、今後さらに検討し

ていきたい。

- 対外的にも対立構造があると指摘される背景には、基本的には幹事会・合同委員会に対する不信感があるのではないかと指摘もある。「規約どおりにやってない」、「あること、ないことで嘘を言った」等、会員からの意見もあり、最近では、「公正競争規約」という言葉に拒否反応があるとも指摘されていることも当事者として自覚しなければいけないと思う。全日豊さんが一時アンケート調査を実施して「立ち止まる」と公表したことも全体的な不信感につながっているのではないか。
- 連絡会を解散するには「協議会設立をもって解散する」(会則)ことになる。「総辞職も解散の規定もない。役員も総会で認められていない」等の意見が事務局に寄せられていることもあり八方ふさがりの状態だ。選択肢は「協議会設立のメドが立たないために解散する」以外にない。
- 解散するためには「発展的にこういうことをするために今回をもって幹事会としては解散を決めた。また今後皆さまのご理解を賜りたい」の文章を送ることも検討しなければならない。また、「標準化(豊仕様書)は業界になくてはならないものとする。8団体は新しく、例えば豊取引の標準化促進会を作った。これからも宜しく願います。」と説明することも着地点になるのではないか。
- 公正競争規約でなくとも、既存の景品表示法で「やっていけないことは決まっている」わけだし、違反すれば法律で罰せられる。同規約では、業界にとってハードルが高かったのか、理解がそこまで(法律ではないので違反者を自分たちで探すことになる)行っていかなかったのではないかとも思う。
- 全日豊さんの「凍結」を受けて、実施に向けて協議している公正競争規約の設立に向けた活動をいったん止めて、豊仕様書を標準化する方が先ではないか。
- 「豊仕様書」をお客様に提示し、公正競争規約という言葉が悪ければ名前を変えてもよいのではないか。
- 景品表示法は、連絡会で作成する予定の豊仕様書等に記載している表示をみて豊を購入した消費者が、他の事業者が販売する豊よりも優良な豊と誤認した、他の事業者が販売する豊より取引条件が有利であると誤認したということになれば、景品表示法違反として措置命令や課徴金納付命令を出すこととなっている。今は、景品表示法に基づく公正競争規約の設立を目指すのではなく、消費者に仕様書、納品書を置くルールを根付かせることが最優先となる。
- 公正競争規約は外す。業界のスタンダードルールを作ることのほうが進めやすい。
- 豊屋さんの中には、公正競争規約のほうが景品表示法より罰せられると間違った理解を持っている人が多い。人を罰するような組織、警察のような公正競争規約の運用には相当厳格な体制が要求されると思う。安易な考えでやってきたことは我々も反省しなければならない。
- 豊を使用する立場から見ると、豊の使用は減っており、このままだとなくなる。豊の良さをみんなに味わって欲しい、分かって欲しい、もうちょっと豊の生産量を増やして欲しいというところで自分も協力することになった。そういうところでこの会議があり、分かりやすい仕様でシールとして表示することはいいと思う。
- 最近の総会を見ていると、意見は正論だが、それだけで対案のない感じだ。異なる8団体が集まって初めて会を作ったので、意見は異なり、なかなか上手くいかないことは出てく

- る。ただ、ひとつの目標に向かって会議は建設的でなければならないと思う。
- 本場に畳業界を盛り上げるとか、畳がなくなってしまうということを考えているのかと不思議な感じだ。自分で首を絞めているような感じが強い。このまま連絡会を続けても同じような繰り返しになると思う。
  - これまでの動きを見ていると、対立構造になっているようだ。それには「約束したことが守られていない」との指摘もあり運営の問題もあったと思う。しかし「畳仕様書」をやろうというのは合意していたと思う。「こういう畳がある」ことを知らせるのはいいことだ。
  - 建築・建材展では、表示の前に「どんなものがあるのか」を問われる。業界からの積極的な情報発信がないからだ。「畳ってこんなにたくさん選ぶことが出来るの」と言われた。これは表示と合わせて同時に畳表の種類、等級、グレード等も啓蒙して必要があると思う。一般消費者のB to Cなら表示合わせてアピールできる。選ぶ消費者がわかる方法で説明していく事だ。
  - 「畳仕様書」については、連絡会の活動を解散、停止するにしても、いろんな経緯の中で一番簡素化された案。一つの業界の目安箱として消費者に対して、いつでも使いたい方が使えるようにすればいい。その普及率を見た段階で業界として方向性を考えることにならないか。
  - 私事で申しわけないが、何回も変更してきた連絡会のいろんな規約もあるが、それにずっとついてきた畳屋さんもいる。「いつからスタートするのか」と待っている畳屋さん「無くなりました」とは言えない。解散、停止となったとしても、将来新たに畳に関する表示活動がスタートしたときに備えて準備だけは整えておいて、そういうものを継続できる仕組みだけは残しておいて欲しい。
  - 連絡会は解散せずに停止とすればいいと思う。しかしお金の問題が残る。総会で前期繰越金があって持ち越した。このたび総会案内づくりや郵送などで金を使った後の残金がある。これを手元に残しておく、いろいろ問題になると思うのでそれは8団体に還元して「なし」にすればいい。
  - 意見募集で応募してきた意見を見ると、規約や連絡会の事業に対する問題ではなく、会の運営や総会のやり方を問題視している。このまま行っても、こうした指摘などの繰り返しになると思う。
  - 建設業者や消費者の方々に「正直な畳屋さん」といった形で「畳仕様書」を渡していけばいいと思う。畳の信用を取り戻していけるのではないか。ルールがあれば価格は崩れないはずだ。
  - 意見募集は委員を公募について意見を求めたもので、これに関する意見は殆どみられない。意見も連絡会が予定した項目以外が多いのは連絡会への信用度にあるのではないか。
  - 過去の連絡会の運営に於いて公正競争規約を強引に引っ張って行こうとしたところがある。参加する方々の意思でやっていく事が基本ではないか。
  - 連絡会が解散か停止では対応も異なるので方向性についてどうするのか。新しく発足する組織、グループについても検討したい。
  - 設計士、工務店、消費者が畳の内容がわからないから、この仕様書は必要とされている。
  - いい決まりごとを作ろうとしているなかで、こうした対立構造の中でなかなか進まない。将来を見込んで需要が高まるような方法がここで協議出来るはずだ。しかし議論に入る前段で、議論がかみ合わなくなっている。

- ・意見募集に寄せられた意見では、今回の辞職も連絡会が解散しないと幹事は辞職できないという話になる。辞表を出して総辞職しても誰が認めたのかということだ。新しい幹事が選ばれても、総会で決めなさいと指摘されている。
- ・解散か停止するか議論する前に、今のあり方をどうするかを議論しておかないといけない。
- ・どうソフトランニングするかだ。第16条による解散しかないと思う。協議会が出来上がれば解散出来ることになっている。協議会が出来ないと判断したら解散できる。
- ・前回の総会の時に委任状を含めて賛成の人も結構いたでしょう。解散となれば賛成票を無視するのか。手順を踏んで説明しながら解散に導かないと、いきなり解散とはいかない。賛成する人の同意を頂かないと解散できない。
- ・その前に連絡会の目的は、公正競争規約を作ることになっている。それを言わずに何を言っているのかと指摘される。公正競争規約をやるのか。
- ・公正競争規約は「外見からは一般消費者に容易に判別できないことに配慮し、これらに関する情報や取引条件等について表示し、その正しい選択と安定した使用が確保される（注）量類の表示に関する公正競争規約案から抜粋」の目的を達成するための手段としてスタートしている。これの継続を目指すのかどうかを聞きたい。
- ・「解散」して、この規約作成を継続しないなら総会で賛成した会員に嘘をつくことになるのではないか。
- ・このまま続けるなら、この規約でいきましょう。
- ・「解散を目指す、目指さないのか」と言われても、例えば「解散する」と決めた場合でも賛成している150～160人の了解を頂かないと解散もできない。
- ・公正競争規約の目的が達成できないので、新しい「標準化」に行くのなら、この目的は消える。目的が消えた段階で、この連絡会はあり得ない。このところが肝心なんです。「継続」するのかどうかを幹事会で決めて欲しい。
- ・連絡会の中では、最低1年間を設けて検討することになっている。解散するなら解散理由を書くべきです。
- ・賛成者に対して、目的とした公正競争規約をあきらめたことを連絡しなくてもいいのか。
- ・そうじゃない。ソフトランニングだから「ここまで来たけれども、組織は解散するが標準化ということで新しく取り組みたい」また、「それに向かって8団体は 歩調を合わせて標準化に向かって歩き始める」といった宣言を出せばいいのではないか。
- ・公正競争規約に取り組むことを目的に集まった人たちに「どうしてやめるんだ」と言われた時に、無視していいのか。「昨日まで公正競争規約を作ろう」と言っていた組織が「今日、突然解散」では説明がつかない。
- ・新たにこういう形のものには実際には難しい。但し我々がやろうとしている目的は、公正競争規約の神髄である消費者保護のため、たとえ形を変えてでも「標準化」の形でやっていきたいと説明すればいいのではないか。
- ・臨時総会を開くのが前提となる。その時には、「標準証紙」を業界に根付かせて消費者保護と業界ルールづくりをやっていくのが、事業目的となるのではないか。
- ・午前中に幹事会に出席した幹事会メンバーは幹事として正式には総会の承認を受けていないので、会合も出来ないことになる。辞めるにしてもしかるべき手順を踏んで解散することだけはやらないといけない。規約を作る、作らないは別として、賛成している会員に

対してしっかりと説明して理解を得なければ解散も出来ない。

- ・臨時総会を開催して新しい幹事を承認して頂くまで全く会議を開催出来ないのか。意見募集で意見をくれた人には「反省の弁」を入れて「検討した結果は無理だ」という形で返事を送るのか。
- ・すでに会員には、わび状と議事録、新しい幹事メンバー表の資料も送っている。「公正取引協議会の組織と運営に関する規約第16条」からいくと、「設立が困難と思われるために」、「執行部が至らなかったために連絡会は解散させてもらう」とことと合わせて、「消費者保護と業界の標準ルールの作成のために、今後はこうした活動を続けていこうと思う」ことを説明した文書を送る。連絡会という言葉は使わずに、新しい組織に代わっていったほうが良いのではないかと思う。賛成している人には、その時に「昼仕様書」を使えるような形で伝えていけば理解してくれると思う。
- ・いまアクションを起こすべきだ。すでに総会では承認されており「昼仕様書」はどんどん使って頂きたい。特に組織に入っていない方にとっても信憑性もあり使いやすい。昼仕様書は2万部を作成することで準備を進めている。
- ・仮に解散した後、賛成している方々のためにも、「解散した後こういう組織で引き続きやっていきます」という案内はされますか。具体的に8団体でやっていくというイメージが出来れば安心すると思う。そこのところを明確に伝えないと「どうなったんだろう」になってしまう。
- ・分かってもらえると思う。賛成している会員に伝える時は「そうせざるを得なかった理由」を話さないといけないと思っている。並行して審議してきた「昼類公正取引協議会」を運営する予算が捻出できず、昼類公正競争規約にある目的の達成が難しいことも説明していきたい。運営費用が捻出できないために、昼類公正取引協議会の設立を断念せざるを得なかったことも加え訴えていきたい。
- ・昼類公正競争規約を申請するかどうかは現段階では白紙だ。次の団体がこれを延長して「大半の人がやるようになったから公正競争規約としてやったらどうか」の話が出てきた時は、その時に協議すればいい。
- ・解散する我々旧組織の中で「昼類公正競争規約」ありきで受け渡すことは反発が出てくる。白紙にして「昼類公正競争規約」に触れない。普及状況によって何に向かっていくかでしょう。これが景品表示法につながってくる。
- ・「昼仕様書」に記載予定の「消費者相談窓口」は削除する。
- ・停止よりも解散通知を早くしたほうが良いのではないか。
- ・公正競争規約の実施に向けて9年間協議してできなかった。8団体の中で「出来る」と言い切る団体はない。1,2年では到底できない。当初私が会議に初めて出席したときの予算(案)は900万円。あとで修正して600万円。7月総会後に今月解散というのはあまりにも早すぎるとして1年間停止の話はあった。もう会合は無くてもいいのではないか。
- ・意見に対する回答は必要ではないか。規約成立は難しい、協議会の費用負担を考えれば協議会の設立も厳しいので最終決断は解散になる。
- ・今後のスケジュールは年明けに一回集まって、仕様書の普及状況とか、その後の雰囲気話を話して、総会は4~5月に開催することを決定した。
- ・解散しても連絡会で作成する「昼仕様書」が新しく結成される組織に移行することも考えている。昼の表示については、「標準化事業」=仮称=として引き継ぐことになる連絡会

を解散する場合は会員への連絡や総会開催などの手順を踏んで進めることにする。

以上